

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年3月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2100144 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2100059 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日に訂正し、同年 3 月から令和元年 7 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 8 月 1 日まで

私は、平成 31 年 3 月 1 日から、A 社で勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が令和元年 8 月 1 日となっている。

給与明細 (写) を提出するので、平成 31 年 3 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る給与明細 (写)、労働条件通知書 (写)、「令和 01 年分給与所得の源泉徴収票」(写) 及び請求期間の一部に係る作業内容の報告に関する資料並びに雇用保険の加入記録から、請求者が請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細 (写) により確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が令和元年 8 月 1 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として同資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100174号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100060号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月9日は12万2,000円、同年12月7日及び平成28年7月7日は12万8,000円、同年12月8日は12万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月9日、同年12月7日、平成28年7月7日及び同年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月9日、同年12月7日、平成28年7月7日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月9日
② 平成27年12月7日
③ 平成28年7月7日
④ 平成28年12月8日

請求期間①から④までにおいて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額(請求期間①は15万円、請求期間②、③及び④は20万円)の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から④までについて、賞与支給額に見合う標準賞与額(請求期間①は15万円、請求期間②、③及び④は20万円)として保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間①から④までに係る賞与明細(写)により、請求者は、当該期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除され

ていたことが認められる。

一方、請求者は、請求期間①から④までについて、賞与支給額に見合う標準賞与額（請求期間①は15万円、請求期間②、③及び④は20万円）を年金額に反映する記録とする訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記賞与明細（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年7月9日は12万2,000円、同年12月7日及び平成28年7月7日は12万8,000円、同年12月8日は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月9日、同年12月7日、平成28年7月7日及び同年12月8日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和元年11月7日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。